

令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や食料品価格が高騰する中、物価高騰の影響を受けている町内の障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、地域の障害福祉サービス等の継続的な提供を支援することを目的とする。

2 支援金の交付に関しては、毛呂山町補助金等交付規則（平成23年毛呂山町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金の交付対象者等)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当し、令和7年5月1日現在において町内に所在地を有し、別表に掲げる事業を行う事業者とする。

(1) 代表者及び役員が毛呂山町暴力団排除条例（平成24年毛呂山町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この号において「暴力団員等」という。）でなく、かつ、将来にわたり、暴力団員等に該当する者がいないこと。

(2) 町税の滞納がないこと。

(3) 今後も事業を継続する意思があること。

2 支援金の額は、別表のとおりとする。

3 支援金の交付は、別表の一事業種別につき一度限りとする。

(支援金の申請)

第3条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、令和7年9月30日とする。

(支援金の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、当該申請者に対し、令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業

者等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第5条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金交付請求書（様式第3号）により支援金の交付を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定により支援金の請求があったときは、遅滞なく、支援金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第6条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことが判明した場合には、支援金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、当該法人に対して令和7年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。